

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 1 0 日

令和8年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年6月10日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番 杉 浦 昌 平	2 番 杉 浦 勇 司
3 番 横 山 定 勝	5 番 渡 邊 洋 子
6 番 加 藤 万里子	7 番 山 口 輝 雄
8 番 戸 張 嘉 宣	10 番 川 上 博 久
11 番 渡 来 和 治	12 番 渡 邊 慶 弘
13 番 鈴 木 榮 一	14 番 湯 浅 孝 一
15 番 相 田 敏 克	
明・矢切区域 齋 藤 香	明・矢切区域 平 川 正 俊
東 部 区 域 湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域 山 崎 唯 司
馬橋・小金区域 小 林 直 一	馬橋・小金区域 湯 浅 清

1. 欠席委員

な し

1. 関係課出席職員 農政課

課 長 内 藤 秀 明

みどりと花の課

課 長 三 末 容 央

主任主事 和宇慶 さやか

主任主事 松 田 圭 史

1. 事務局出席職員

事務局長 矢 野 貴 久

主幹兼
農地係長 香 西 崇

主任主事 井 堀 寛 生

主 事 加 藤 翔 龍

開会 午前１０時００分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和８年６月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が１３名、推進委員が６名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１５番、相田敏克委員、議席番号１番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人の希望はございませんでした。

以上です。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第１号から第５号までとなっております。

なお、報告事項については第１号から第４号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第１号

議 長 それでは、議案第１号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては、一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聴くものでございます。

総会での議案につきましては、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件3件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の表紙の冊子でお配りしている議案第1号参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑、面積は5,030平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑、面積は1,160平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画です。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で、対象農地は大橋、現況地目、畑、面積は925平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本案件は、あらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第2審査班座長の意見

を求めます。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

議案第1号について、さきの審査会で審議いたしました。審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断いたしましたので、原案に賛成したいと思います。

議長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更追加についてを議題といたします。

それでは、みどりと花の課長、説明をお願いいたします。

みどりと花の課長 みどりと花の課長の三末です。

委員の皆様におかれましては、日頃より大変お世話になり、ありがとうございます。

それでは、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、ここまでの松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しします。

松戸市では、平成4年11月に、671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地を指定いたしました。その後、買取りの申出による生産緑地地区の廃止等により、令和7年度末現在で市内には438地区、約101.24ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。

では、議案第2号の概要について説明させていただきます。お手元に参考資料を配付させていただいておりますので、併せてご覧ください。

資料につきましては、1ページ目が位置図、2ページ目は変更の前後を記載した計画図と

なっております。

このたびの一部追加案件につきましては、新松戸の1か所、位置図の赤い点の箇所となります。

より詳細な位置につきましては、2ページ目に記載のとおり、約0.01ヘクタールを追加となります。

追加箇所につきましては、現況の生産緑地地区と一団の農地として既に良好な作付がなされており、事前にご担当の委員の皆様に現地をご確認いただいているところでございます。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められることから、このたび、生産緑地地区の追加指定をするものでございます。

なお、変更の内訳につきましては、議案第2号の下の表のとおり、新松戸第26生産緑地地区において、0.01ヘクタールの一部追加指定により0.17ヘクタールに変更とするものです。

今後のスケジュールにつきましては、千葉県との事前協議を経て、9月に都市計画案の縦覧、10月に松戸市都市計画審議会に付議させていただき、承認後、年内の告示をもって都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第2号のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、みどりと花の課長より内容の説明がございました。

議案第2号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦（昌）委員 はい。

議 長 はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 議席番号1番、杉浦昌平です。

みどりと花の課、課長さんの説明でよく分かりました。申請後は、今回の申請地も自宅前で農地をやっているのと同様にご自身で耕作されるということですので、農地を維持するという意味でも、この原案に賛成したいと思います。お諮りのほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦昌平委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号 特定生産緑地の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、一括審議といたします。

それでは、みどりと花の課長、説明をお願いします。

みどりと花の課長 みどりと花の課長の三末です。

引き続き、みどりと花の課より、議案第3号 特定生産緑地の指定につきまして、ご説明させていただきます。まず、参考資料をご確認ください。

1枚目は市の全域図にこのたび指定する特定生産緑地の位置を落とした位置図となっております。その裏面からは、生産緑地の形状を示した生産緑地指定図、これが25枚ございます。さらに、後ろの2ページはこれからご説明させていただく制度やスケジュールの説明資料となっております。

では、後ろから2枚目の生産緑地の指定についての資料に沿ってご説明させていただきます。

最初に、特定生産緑地の制度についてご説明いたします。

特定生産緑地とは、指定から30年経過を迎える生産緑地のうち、30年経過後においても、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、所有者等の意向を基に各市町村が指定をするものでございます。

特定生産緑地として指定すると、買取りの申出がいつでも可能となる時期が10年間延長されるとともに、固定資産税の軽減や相続税納税猶予制度の適用といった税制上の特例措置も継続いたします。なお、特定生産緑地は、指定から10年を経過する日までに指定期限延長をすることで、繰り返し10年延長できる制度となっております。

今回の特定生産緑地指定対象は、平成9年4月4日に都市計画決定をした生産緑地となります。当市においては、令和4年度の特定生産緑地の指定以来、2回目の指定となります。

次に、一番最後のページです。

このたびの特定生産緑地指定に関する経過についてご説明いたします。

令和7年より、当該生産緑地の所有者に本制度や30年を経過する旨の周知を始めさせてい

ただいております。その後、意向調査等を経て、令和7年7月から12月にかけて、農政部局、税制部局、都市計画部局と対象地の審査を実施いたしました。審査の結果、指定に適すると認められた生産緑地の所有者には、特定生産緑地指定の正式な申請と同意をいただいているところでございます。

今後は、10月に松戸市都市計画審議会にて承認をいただき、年度内の公示をもって指定をする予定でございます。

次に、最後のページの下表です。

特定生産緑地を新たに指定する区域についてご説明いたします。

先ほど2号議案でもお話ししましたが、本市における生産緑地地区は、令和7年度末現在で438地区、約101.24ヘクタールでございます。そのうち、令和9年4月4日に30年を経過する生産緑地が43地区、約4.61ヘクタールでございます。このうち、35地区、約3.76ヘクタールの生産緑地について、特定生産緑地の指定申請がございました。このたびご審議いただく生産緑地の面積や位置、形状につきましては、議案書及びピンクの表紙の参考資料のとおりとなっております。

なお、現況は農地として既に良好な作付がなされており、事前にご担当の委員の皆様にも現地をご確認いただいているところでございます。

最後に補足させていただきますが、相続の発生等のやむを得ない事情が生じた場合、申出基準日前であれば、特定生産緑地の指定を取り下げることが可能であるということが国の見解として示されております。つきましては、本日お示しした面積が公示の段階で減ずることもあり得ることをご承知いただきますようお願いいたします。

以上、議案3号のご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、みどりと花の課長より、内容の説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さん、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

続きまして、議案第3号の1番から35番について、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号1番から35番につきましては、全て原案のとおり決定をいたしました。

農政課長及びみどりと花の課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長、みどりと花の課長 退席)

◎議案第4号

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

この案件は、松戸市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります相田委員は審議に参加できませんのでご承知おきください。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

去る6月3日水曜日、議案4号から5号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が務めたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員と私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、当日は台風が来るということなので、前日に4名とあと事務局で現地調査を行ったことを付け加えておきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については1ページから3ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところにございます。

申請地は4筆で、合計面積は5,338平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、近隣で所有している農地があるためで、譲渡人の申請理由は、農地の合理化のためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員4人で500日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具につきましては、耕運機1台、トラクター1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ブドウの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案4号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断いたしました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員、平川正俊です。

申請人がこの土地を購入するということで当日は申請人の息子さんに代理人としておいでいただきました。

そして、この土地におかれて、作業の担い手についてということで、4名でやっていますよということで、代理人は、申請人の父からブドウの栽培の技術を会得しましたということで、申請人におかれましては、役所のほうに勤めていたという経過をお聞きしております。

それで、この土地において、申請人は、やる気十分なんですよというお話を聞きましたので、そういう回答をいただきました。そして、地域との調和について聞きましたところ、自分の畑、ブドウ畑が隣にありますということで、渡りに船なのかなということで、回答がありました。

以上のことから、特に問題のない案件だと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま平川委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第5号

議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

それでは、議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請についての1番をご説明いたします。

議案書の6ページ、議案参考資料については4ページから9ページになります。

申請地の位置については4ページのところにございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由については、譲受人は建設及び土木工事を営んでいますが、資材置場を保有しておらず、その都度資材を購入して業務を行っていました。また、駐車場は3か所に分散して賃貸していました。同業者の減少等による事業拡大により、現在の方法では事業継続が難しくなったことから、申請地を購入し、資材置場及び駐車場として利用するためです。

土地選定理由は、交通の利便性を考慮したためです。

議案参考資料の6ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び駐車場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、コンクリートブロック、安全鋼板を設置します。

費用については、自己資金及び融資で賄うとのことから、残高証明書、手付金領収書、借

入申込書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められていることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

渡来委員 はい。

議 長 渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、渡来和治です。

先ほどの座長の説明でよく分かりました。参考資料の6ページをご覧ください。

敷地がすごく細長い敷地なので、しかも入り口が左右に分かれており、重機置場とか駐車場とかを設置する予定だったので、しかもこの前の道路が幅員4メートルそこそこで、普通車がすれ違うのにぎりぎりの状態の道路なもので、進入方法をお伺いしました。そうしましたら、ここをバックで入るには少し狭いので、あくまでも前進での進入でないと厳しい面がありますので、その進入方法をお伺いしたところ、あくまでも前進で入り、一番奥のほうで車の回転場をつくって、あと出るときも前進で出るということなので、前の細い市道の通行の妨げにはそれほどならないと思ひまして、この進入方法でやれば許可相当ではないかと思ひました。よろしくご審査お願いいたします。

議 長 ただいま渡来委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についての2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

それでは、議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請についての2番をご説明いたします。

議案書の6ページ、議案参考資料については10ページから14ページになります。

申請地の位置については、10ページのところにございます。

権利の形態は、賃借権設定です。

申請理由は、譲受人は特殊大型機械の搬送及び設置業務を行っており、業務用車両及び従業員車両については、近隣地に2か所駐車場として賃借していましたが、手狭になったことから、申請地を駐車場として賃借することで、1か所に集約することにしました。

土地選定理由は、既存施設に隣接しており、業務上も効率がよいからです。

議案参考資料の12ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、コンクリートブロック、土留め擁壁、万能鋼板を設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在することから、その農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

渡邊委員 はい。

議 長 渡邊洋子委員。

渡邊委員 議席番号５番、渡邊洋子です。

現地調査の際に、交通量の多い幹線道路から近いという場所で、渋滞を回避する車との接触事故などが懸念されましたけれども、敷地内に大型車両が転回する場所を設けるとのことや、近隣に迷惑をかけず、安全面に配慮されていることを鑑みまして、この案件に許可することといたしました。お諮りいただきたいと思います。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第５号１番及び２番につきましては、許可相当との意見を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書７ページ、報告事項１から１２ページの報告事項４についてご報告させていただきます。

まずは、７ページから８ページ、報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、４月分として田３件、３,１４５平方メートル、畑１３件、４,７６９平方メートル、合計１６件、７,９１４平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、９ページから１０ページ、報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてですが、１０ページに記載のとおり、田１件、１４８平方メートル、畑１８件、９,１８９平方メートル、合計１９件、９,３３７平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、１１ページ、報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知ですが、合意解約の通知が１件ありました。

次に、12ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてですが、1件交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年6月総会を終了いたします。

閉会 午前10時36分